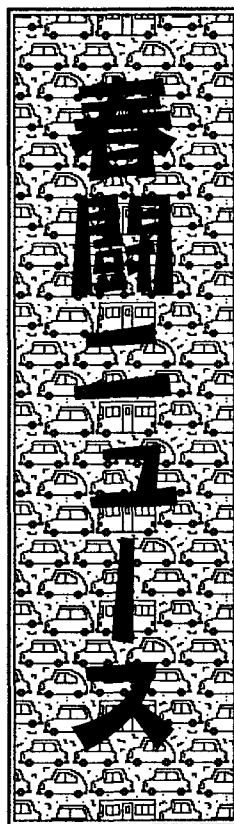


事業計画で労働条件改善を

2010年春闘第1回団体交渉



No. 10-02
2010年
5月14日

日交支部
教宣部
仙台市太白区
東中田1-1-11
022-241-8333
発行責任者
鷺尾順章

5月13日、全労連・全国一般宮城一般労働組合・日本自動車交通支部は、10年春闘の第1回団体交渉を会社2階会議室で行い、タクシ―事業適正化・活性化特別措置法の特定事業計画策定、継続審議事項の早期解決、定年の64歳延長について話し合いました。

交渉のはじめ、鷺尾書記

長は「要求項目は春闘アンケートや明番者集会で出された組合員の切実な要望を要求としてまとめてある。

各項目内容について項目ごとに回答を頂きたい。特に、09秋闘から継続審議になっている無線滞留時間の問題やタクシ―ステーションの待機登録の必要性など運用試験を行いながら、解決策の出されていない問題は早急に解決していただきたい」と主旨説明を行いました。

具体的な回答について榊田総務部長が答え、「経理公開について支社単独で行っていないので公開はできない。21年度の最低賃金補償額は20年度の補償額に対し大幅の増額した。井戸のポンプを修理したり会社設備の修繕費も増加した」と現状をふまえて話しました。

山口支社長は特定事業計画について回答し、「日交は、活性化に向け努力していく。利潤をあげるためであり、縮小させる取り組みではない。諸問題の解決や労働条件の改善は業界が丸となって取り組まなければならない。雇用の問題など労使で話し合わなければならない事案もある」と策定に向けた方向性を話しました。

09年秋闘で継続審議となり、2月と3月に試験を行った無線配車の滞留時間廃止について、試験期間と平常時の比較や配車時間の決まった顧客に対して、どの乗務員に配車が偏るのか確認をし、対策を検討することになりました。

定年の64歳延長について、高年齢者雇用安定法が改正されたことについて、現法律に基づく対応を求めました。

今回は特定事業計画を中心に話し合いを行うことを決定し交渉を終了しました。